

厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則の一部を改正する規則

厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1情報意思疎通支援用具の部点字ディスプレイの項中「視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）」の次に「又は視覚障害1級」を加える。

別記様式第3号及び別記様式第5号中「障害福祉係」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。